

東洋史研究

第十五卷第一號 昭和卅一年七月發行

元代「社制」の政治的考察

井ノ崎 隆 興

ま え が き

至元七年（三三〇）に元朝は立社した。世祖フビライの即位から十一年目のことである。當時華北は、金末元初の長い戦火で荒廢の極に達していた。社とはその荒廢を復興し、農業生産力を昂揚するための勸農組織であったが、これについては元史（九三、食貨志）元典章（二十三、立社）通制條格（十六、田令）等に傳える社規から比較的詳細に判明するので、次に簡単に説明する。

一社の戸數 縣下の村落は、原則として種類をとわず一様に五十家をもつて一社とするが、注意すべきは、自然村となるべくそのまゝ利用しようとしたことで、これは次の立社方法からも窺われる。

(1) 一村の戸數が五十家以下の場合には、

(イ) 附近の村落の人家と併合して一社とする。

(ロ) 地遠く人稀で近村と併合できないときは、その村だけで一社とする。

(2) 一村の戸数が五十家以上の場合は、

(イ) 百家未満のとき、社を増置しない。

(ロ) 百家に達したとき、別に一社を設ける。

社長の資格 社長は「年高く農事に通曉し兼丁のある者」を社衆より推舉させて、一社一名を定数とする。數村を併合して一社とする場合は、地理上やその他の便宜を考慮して「酌中まなかの村内において社長を選立する」を原則とする。なお、社長に對して社内の人々を社衆、人家を社戸と普通よんでいる。

社長の責務 社長は「本社の人を教勸して、農桑の業に務勸し惰廢を致さない」のが基本的な責務で、これより勸農を妨げるすべての社衆の行動を監視し指導しなければならぬ。また、教誨に應じないなまけ者や惡人がいると來社する提點官に報告し、提點官はこれをしらべて處罰する。提點官とは、府州司縣の長官が任命され、農桑・水利等について本職を妨げない限度内で所謂提點する權力のある巡視官で、長官に事故があると次官が代行するものである。また、提點は日時を定めて村を巡視し、司吏（詞訴を司る胥吏）一名・祇候人（走り使いをする胥吏）一・二名以外は、百姓が接待に困るので隨行するのを許さず、百姓を勾集することも嚴禁されている。この提點の勤惰が司農司を経て戸部に上申され、官職昇進の有力な資料となるのである。

勸農の種目 勸農の種目は、大體次の六種目である。

(1) 種田 社衆にはまず第一に「布種植田」を、次いで「瓜菜の補種」をもって義務とし、道のへりに「某社某人の地段」と書寫した立札を立て、社長にときどき巡視させる。種田は原則として區田の方法をとり、干魃に備えて灌漑の便利な地域を選ばせ、水利の悪いところでは井戸を掘らす、水田の場合は區田法による必要はない。

(2) 栽植 成年男子一人に毎年桑・棗二十株の栽植を割りあて、もしその栽種地が自宅の近邊のときは桑のみ二十株、土地が桑や棗に適しない場合は榆・柳等を二十株とする。また果實の栽植を願う者には、毎丁十株に限って許す。以上の定

數はすべて生成したときの數をもつて規定とする。たゞし特に多栽を願う者には許し、栽種した桑果の數および枯損した數量は詳細に報告させ、これを來年度の割りあて數に繰り入れることは許されない。なおまた、社ごとに苜蓿うもつきを布種させ、頭定の飼料とするほか飢年の食糧に用意させる。

(3) 水利 河渠の水利はこれを重視し、本處の正官一員に水利に明るい者を従わせて巡視させ、水利の悪い地域には水渠の開引を命じ、民力で開引不能のときは官司にあたらせる。また高所へ水を引くには水車を設置させるが、その水車を富裕な者にはみずから造らせ、貧困な者には木材を與える。また、必要に應じて、その製作の指導もする。

(4) 養魚 水邊の家には、池をほつて魚や鵝鴨の類を飼わしめ、また蓮藕れんこん・雞頭みずぶき・菱角ひし・蒲・葦等を栽植させて衣食の助とさす。

(5) 荒田の開拓 所有者の不明確な荒田は、本處の官司が測量して附近の田地のない家に給付するが、その場合貧民から順序に與えるのを原則とする。また、所有者の明らかな土地でも荒廢したものは、期日をかぎつて開墾させる。

(6) 虫蝗の驅除 毎年一月までに、州縣の正官一員を專一に巡視させ「虫蝗の子を遺せる去處ところ」があると徹底的に驅除させる。

以上が元典章の勸農に關する記載の概略である。

ところが、一たび目を社の歴史的考察に轉じると、こゝには不明の點が多い。例えば元朝の立社の意圖である。もちろん、スローガンに勸農を掲げる以上たしかにそれが第一の目的であつたことには疑う餘地はない。しかし、それだけがすべてであらうか。いうまでもなく當時の中國社會は農村を主體とする關係から、中國支配といえはそれは農村統治を意味していた。まして元朝は異民族支配であつた關係から、倍加した農村統治の困難さは、なみ大抵のことではなかつた。このような場合、農村を組織づける社の設定にあつて、何か元朝が政治的意圖をそれに加えたとしても別に不思議なことではないはずである。では、その政治的意圖とは具體的にどのようなものであつたのか。これが第一の疑問である。

次は元朝が突然至元七年に立社したことに對する疑問である。これは至元八年十一月に「大元」と國號を改稱した事實から推して、この年こそ一應元朝の基礎が確立した時期とみて、その前年の立社を國家體制の整備に必要な一制度の設立であつたと思えば、それも理解できないこともない。しかし、この漠然たる常識論のみで疑問の氷解にことたるとは考えられない。とすると立社の時期を限定したのは、眞實何であつたのか。

更に疑問がある。立社は後に述べるように、元朝治下の華北に一齊に斷行されたのではなく地域によつて遲速があつた。これは元朝支配力の貫徹に華北の地域によつて差異があつたのを窺わしめる重大問題であるとしたら、一體どの地方から立社が始まつたのか。何故にそこから始める理由があつたのか。

些細な疑問はさておき、以上の未だ確答が與えられていない基本的な疑問に對して答えようとしたのがこの小論である。次いで第二章では、とくに社長を考察の對象としてとりあげた。これは元朝の立社の政治的意圖が立社後においても當然何らかの形であらわれねばならないのであつて、しかももつとも集中的にあらわれるところがあるとすれば、それは社の中心人物として主役を演じた社長の行動中においてであると考えたからである。

要するに本論は、社制成立の前後の二つの觀點から社を考察して、その政治的意義を正確につきとめたいと企圖したものである。

第一章 立社前の考察

金朝が汴京へ南遷（三遷）したことから、華北は治安の紊亂と荒廢で激しい様相を呈し、農民の流亡はひきつゞいた。

「このとき兵亂して民は農耕を廢し、所在の人人相食む」元史一五一 王義傳と、このため農業生産力が極度に低下したのはいうまでもない。しかし、金朝が滅亡して戦火がおさまると、何よりもさきに農耕の復興が始まつた。濟南（山東歷城縣）の張榮は、民に家屋と土地を與え農耕を奨勵して「この歲太宗八年、元史一五〇、一二三六、中書が放績すれば天下第一となる」といわれたし、張榮傳

藁城（河北藁城縣）の董文炳は「數年の間、民の食もつて足る」ほど農業をさかんにしたし元史一五六、董文炳傳、また、沁州（山西沁縣）の杜豊は「民もつて富足る」まで農業を復興した元史一五一、杜豊傳。まさに勸農は華北一帯に等しく見られる現象であつた。

一方蒙古人は、斷わるまでもなく、游牧民であつた關係から眞に農耕を理解できなかった。太宗オゴタイの卽位の年の或る日、近臣のベデイ（別迭）らが「漢人は國に補^そなし、悉くその人人をあげてもつて牧地となすべし」元史一四六と、華北の占領治下の耕地を牧場にしたいと奏上したあの有名な話は、結局耶律楚材の反對で却下されはしたが、當時の蒙古人の農耕觀を十二分に示しているはずである。ところが世祖は蒙古人としては珍らしく、農業に強い關心をもっていた。これについて次のような話が傳えられている。

或日、世祖は張德輝に對して「農家は勞をなすに、何ぞ衣食のたらざるか」とたずねた。蒙古人としては無理からぬ常の不審であつたのであろう。そこで張德輝は「農桑は天下の本にして衣食の從つて出するところのものなり。男は耕し女は織りて終歲勤苦し、その精なるものを選びてこれを官に輸す。余の菴惡なるものは、まさにもつて仰いで尊長に仕え、俯しては卑幼を育しむべきに、親民の官また横^{よこ}斂して、もつてこれを盡さは、すなわち民凍餒せざる者すくなからん」元史一六三、張德輝傳と答えた。これをきいて世祖は心に深く期するところがあつたという。

こういう挿話をあげていてはきりがながい、今一つ世祖の農耕觀を知る好個の資料を示しておこう。それは少し時期がずれるが、對宋戰最中の至元十二年五月に、參知政事の高達に與えた世祖の詔諭で、

昔、我が國家が出征して獲るところの城邑は、すなわちすててこれを去り、未だかつて兵を置いて戍守せず。こゝをもつて連年征伐やまず。それ國家を爭うは、その土地・人民を取るにあり、すでに土地をうるといへども民なければ、誰れとともに居らんや。いま新附の城壁を保守し、百姓をして業に安んじ農に力めしめんと欲すれど、蒙古人は未だこれを知らず。なんじそのことを熟知すればよろしく勉旃を加うべし。云々元史八、世祖本紀

と、いうのがそれである。

ところが世祖が即位した当初は、アリブカとの内争に李瓊の反亂がひきつゞいて、「差徭は甚大にして、加うるに軍馬の調發、使臣の煩擾、官吏の乞取をもつてすれば、民當る能わす。ここをもつて逃竄す」元史一五七 劉秉忠傳の状態で本格的な勸農體制の確立もできなかった。しかし、既に考察されたように（東方學報、東京第十一冊、松本善海氏、「元代における社制の創立」）、勸農政策は間斷なく進められていたのであって、これを次に列記してみると、

中統元年 各路の宣撫使に命じて、各地の農事に明るい者を擇んで隨處の勸農官とした元史九三、食貨志「農桑」の條。

中統二年八月 姚樞を大司農となし、八處に勸農司を立て、陳遼ら八人を勸農使に任命した元史四、世祖本紀。

中統四年 高天錫・孛羅・張文謙らの進言によつて、司農司の設立を命じた元史一五二、高宣傳。

至元五年 益都樂安で世々農を業としていた綦公直を益都勸農官に命じた元史一六五、綦公直傳。

このように農事に通曉する者を次々とひきつづき勸農官に任命していた。

至元六年二月 勸農を命ぜられていた各處の長官に、かさねて農桑の勸課を嚴命した元典章六、體察體履、察司體察等例の條。

至元六年八月 張文謙の起草といわれ、社規のもととなつた「農桑條目」を頒行した元史六、世祖本紀。

至元七年二月 司農司を設置し、張文謙を司農卿として専ら農桑・水利を掌らしめると新元史、食貨志「農政」の條。同時に、「勸農

條畫」（社規）を頒行した元典章二十三、戸部九、立社「社長不管餘事」の條。

こうして社制は設定されたのであるが、實はそれには以上のような表面的な成立過程とは別に、もっと複雑な政治的ないきさつがあつたのである。

二

金朝は始め「民に令して五家をもつて保となす」金史四六、食貨志 保伍法を施行して、「姦細盜賊」を匿まう者を連坐責任制で處

罰していた。また當時の農村には、この官制の保伍法とは別に「聚るところ黨を結びて社となす」遺山全集二十、武寧軍節度使夾谷公神道碑銘 いわゆる「社」と呼ばれる民間の結社があつた。例の元初の四大漢人世侯の筆頭にあげられる史天澤の曾祖父にあたる史倫

が死んだとき、「河朔の諸郡は清樂社を結び、四十餘社千人に近し。歲時、倫を像つてこれを祠る」元史一四七 史天倪傳といわれた清樂社は、その代表的なものであった。

しかしながら、金朝は保伍法の五家一組の小組織では檢察がしがたいため、泰和六年(一一三六)に至つて「五家を鄰となし、五鄰を保となして、もつて相檢察せしむ」金史四六 食貨志の唐制を模した鄰保制を制定すると同時に、民間の結社をも整理

する意圖もあつて「京・府・州・縣の郭下には、すなわち坊正をおき、村社には、すなわち戸の衆寡にしたがつて郷をつくり、里正をおき、もつて戸口を按比し、賦役を催督し、農桑を勸課せしむ」(同上)郷制ともいふべき制度を施行した。そして「里正をたすけて非違を禁察する」主旨を、三百戸以上の村落には四人、二百戸以上は三人、五十戸以上は二人、五十戸以下には一人宛おいたのである。これらの組織は通常「保社」とか「郷社」とか呼ばれていて、

この冬大饑あり。降人の北渡する者多く饑死す。また藏亡の法は嚴しく、犯す者の保社は皆坐せしめ、逃亡しても託するところなく、僵尸は野を蔽う遺山全集二六、東平行台嚴公神道碑。元朝名臣事略六、萬戶嚴武惠公神道碑。元史一四八、嚴實傳。および

ときに河南初めて破れ、俘獲はなはだおふし。軍かえれば逃ぐる者、十に七・八なり。旨ありて居停せしめ、逃民および資給する者は家を滅され、郷社また連坐せしめらる元史一四六、耶律楚材傳。元文類五七、中書令耶律公神道碑。

が、その例であるが、これは在來の社の組織の上に新たに官制の保や郷が重つて制定されたために、兩方の名稱が混合して呼び習わされたものであらう。

金朝が南遷して華北が蒙古軍の蹂躪にまかされると、これらの保社や郷社は、金朝から遊離して行政體系の一環としての機能を停止し始め、中には分解をおこすものも出てきた。つまり「〔史〕天倪その〔清樂社〕壯勇なる萬人を選んで義兵となし、清樂軍と稱し、從兄の〔史〕天祥をもつて先鋒となす」元史一四七 史天倪傳と、前に書いた清樂社から義軍を選出して清樂軍をつくつたように、「保社」や「郷社」は、自衛的結社に還元し始めたのである。しかもこの社がやがて史天澤に受けつ

がれ、漢人世侯史氏の強固な足場となつたのである。この一事例から推して、同じく自衛軍を率いて蒙古朝に降つた他の漢人世侯達も、こういった結社がその基盤となつていたとみても恐らく誤りではあるまい。また、元朝は「藏亡の法きびしく、犯す者の保社は皆坐さしめ云々」と、金朝の残した保社の組織をそのまま保持して努めて利用せんとしていた。元朝が立社しようとした當時の華北には、このような保社や郷社と、それから還元した結社とが入り交つて存在していたのである。

初めて中國の統治をする元朝にとって、同じく異民族支配を斷行してきた金朝の諸制度が何かにつけてよい手引となつたのはいうまでもなく、立社の場合もその例外ではなかった。一社の戸數單位を五十家として、金代の主首設置の單位に準じたのがそれであり、政治的に有害となりつゝある結社を破壊しようとしたのも、同じくまたそれであつたが、たゞ結社の存續に對する否定が、金朝に比べて元朝は遙かに強く用意周到であつた。成立まもない元朝の基礎を動搖させた中統三年のすさまじい李壇の反抗を思い出せば、それも當然といえよう。

果せるかな、立社前年の至元六年八月、禱祭のため特に許される以外、

定社を立つるほか、すべての衆を聚めて社をつくるは、並に禁斷を行へ元典章三十、禮部三、祭祀「人病禱祭不禁」の條

と、既存の結社の解散を命じた聖旨、および

社衆を率領して、理にあらざる聚集に動作し、もつて農時を妨ぐるをえざるのほか、その餘の衆を聚めて社をつくる者にあつては、並に禁斷を行へ元典章二十三、戸部九、立社「勸農立社事理」の條

と、民間の社の結成を全面的に禁じた社規の條文に、元朝の強い決意を知ることが出来るはずである。

しかしながら、長くつちかわれてきた傳統と強固な組織をもつた在來の結社の解散が、一度の解散令や禁止令でことたりるわけで決してない。一體、民間の結社は、金末の大動亂という客觀情勢によつて自衛團化した關係から、その特質として協同的と鬭争的の二つの性格をもつていた

史林三七の六、拙著「蒙古史林三七の六、拙著「蒙古朝治下における漢人世侯」

元朝の恐れたのは、このうち鬭争的性格であつ

たのはいうまでもない。しかし、眞向から破壊すべく挑めば、強い反撃にあうことは火を見るよりあきらかである。そこで元朝は次のような實に巧妙な處置をとつたのである。

まず協同的性格の方は、社衆間の相互扶助にそのまま利用した。

本社内に、たまたま病患・凶喪の家にて種蒔する能わざる者あれば、仰せて社衆に令して、各々糧飯・器具をそなえ、力を併せて勸治・収刈せしめ、ともに依時に辨集するを要し、荒廢を致すなかれ。養蠶する者もまたこのごとし。一社の中、災病多き者は、兩社が併^{たすけ}助るほか、社衆の使用する牛隻にあつて、もし倒傷する〔もの〕あれば、また郷原^{むら}の例に照依して、均助に補買せしめ、補買の比及以來、力を併せて工を助けしむべし。もし餘剩の牛隻がある家は、社衆をして兩和^{はなづ}で租賃せしむべし 元典章二十三、戸部九、立社「勸農立社事理」の條とある社規第六條の規定がそれである。

ところが、今一つの鬭争的な性格であるが、これはいわば密告を主とする相互檢察に巧みにきりかえてしまい、鄰人どうしや社長に、互に他を牽制し監視させた。つまり、團結して外部に向つていた社衆の力を内部にむけて分散してしまつたのである。かくして鬭争力を奪われた結社は、專制政治の觸手としての役割をもつ組織になつてしまつた。元朝が設定した社は、こんな性格のものであつたのである。

ここで斷つておかねばならないのは、至元二十八年に作製された「至元新格」には、「その坊村の人戸、鄰居の家は、舊例に照依して相檢察するをもつて、非違をなすことなかれ」通制條格十六、田令「至元新格」の條と、記載しているが、立社のときの社規には、相互檢察についての直接の明文が見あたらないことである。しかし、本來かういつた政策は、元朝爲政者の間でひそかに企てられるべき性質のものであることを思えば、それは理解出來ないこともない。もつとも次のような記録が相互檢察の證據としての資料となるのなら、いくらでも提示できる。

軍民の諸色^{いろ}の人らで、もし相撲を習學し或は槍棒を弄する〔もの〕あらば、諸人らに首告するを許し、實なれば、教師

および習學した人は並に七十七下に決し、拜師の錢物は告人に給して賞に充つ。兩鄰が知りて首せざれば、犯人の罪より一等を減じ、社長が情を知りて故縱すれば、犯人の罪より二等を減ず。云々
元典章五十七、刑部十九、
 雜禁「禁治習學槍棒」の條

三

次は至元七年立社の疑問に答えねばならないが、その前に元朝が立社する動機となった二・三の原因について書いておかねばならない。なぜなら、この原因こそ元朝をして至元七年に立社せしめるのに重要な聯關があつたからである。

その一は政治的な事情にもとづくものである。元朝が中國支配の主體をなす農村統治を遂行し、異民族支配の專制政治を確立するにあつて、最も障害となつたものの一つが民間の結社であつたために、これを何等かの形で粉碎せねばならなかつた。そこに官製の社を設定して結社とすり替へる必要があつたのである。この事については既に前節で述べた。

その二は、これこそ立社のスローガンである勸農に密接に關係するものである。「阿朮は地を略して襄陽に至り、生口五萬、馬牛五千を俘にす。宋人は步騎を遣わして來り拒ぐ。阿朮は騎兵を率いてこれを敗る」元史七
 世祖本紀と、至元四年八月頃より阿朮は精兵を率いて、南宋の最前線基地である襄陽（湖北襄陽縣）とその前城の樊城を攻撃していた。阿朮はかつて大理征伐に大功のあつた猛將ウリヤングハタイの一子で、父にも決して劣らない勇將であつた。その阿朮が襄陽を守る南宋の智將呂文徳・呂文煥の兄弟のために、惡戰苦闘を繰り返していた。「國家また襄陽を攻圍してより以來、軍役を簽取すること蓋し四舉なり」秋澗全集三五、世
 祖皇帝論政事書

と、憲宗二年
 一二五二より至元十一年に至るまで、前後五次の簽軍には、例として上戸の富強にして丁多き有力の家を取る」紫山全集二
 十三、軍政とみえるように、華北の壯丁は援軍のためぞくぞく動員されていた。したがって農業生産力が著しく低下したのはいうまでもない。「ひそかに見るに隨路の百姓は、襄樊を攻撃してより節次

に中・強等の戸をもつて軍站に僉充せられ、その見在の下戸のみ軍須を供給して、すべて生受めり」秋澗全集九十、便民や
 三十五事「議郵民」

「襄陽軍は半ばに減じ、屯田して餽餉の費を省くべし」紫山全集二十三、
 雜著「時政」の條と、胡祇遼（紫山全集の筆者）をして叫ばしめたほど、華北の農民は困窮していた。それだけに元朝は効果的なしかも急を要する對策に迫られていた。まして世祖は襄陽を陥せ

ば一舉に江南に軍を進むべく期していたので、軍糧の準備のためにも、華北の農業生産力を昂揚する必要は焦眉の急の問題となっていた。

ところが、立社の實施にあたつては、それが村落體制の組かえを意味するものであるだけに、次のような條件が要求される。「大兵渡江して以來、田野の民の擾動なきにあらざるも、今すでに撫定す。よろしく本業に安んぜしめ、各處の正官に仰せて歲時に勸課し、もし成效なき者には糾察せよ」元典章二十三、戸部九、勸農種治農桑法度の條。という江南立社のときの聖旨の内容が、

その間の事情を示すごとく、立社にはまず治安の確立が何よりも必要であつた。ところで當時の華北の社會情勢はどうかと云うと、「中統より今に至る五・六年の間は、外侮・内叛が繼續として絶えず、しかるによく官には債負を離れしめ、民は賦役に安ぜしむ。府庫はほぼ實ち、倉廩はほぼ完たれ、鈔法はほぼ行われ、國用はほぼ足り、官吏は選轉して政治更新せり」元史一五八、姚樞傳。牧庵集、中書左丞姚文公神道碑と、李璫の亂後八年をえた至元七年頃は、治安もまず確立していたといふことができる。

まさに立社の機は熟していたのである。

しかしながら以上の説明のみでは、立社を至元七年に限定する決定的理由をどこにも見出せない。ここに至つていよいよ世祖の大事業の一つであつた「至元七年籍」の籍定を引きあいに出さねばならない。

蒙古朝には大最初年の課税所戸の調査からかぞえて世祖朝まで、實に十度に近い戸口調査があつた羽田博士頌壽記念東洋史論叢、愛宕松男教授。「蒙古人政權治下の漢地における版籍の問題」なかでも賦税戸籍の基準となつた憲宗二年の作製にかかる「壬子年籍」に代つて、元一代にわたつて重大な意義をもつ「至元七年籍」は、「至元七年五月……丙辰、天下の戸を括す」元史七、世祖本紀と、括戸に關するかぎり

文字通り至元七年五月に籍定されたものであつた。一方、立社は「至元七年」十一月十八日に奏奉した聖旨で、すでにこれ隨路に已く立ち了りたる社あれ呵まづ、すなわち一體に立去しめ者たて」通制條格十六、田令立社巷長の條と、至元七年十一月十八日であつた。この兩者の期日的順序は偶然であらうか。まして立社の前提として精密な農村の戸口調査が要求されるのを思うとき、そして「至元七年」五月、尙書省の奏に、天下の戸口を括するに、既に御史台は所在の捕蝗で百姓は勞擾せりと云えり。括

戸のことよろしく少し緩むべしと。遂に止む」

元史二〇五、盜臣傳「阿合馬」の條

と、その調査が農村を對象として徹底を期せんとしていた

ことが推察できるとき、そしてまた「壬子年籍に比べて大數目三十萬そして全體として百萬に及ぶ増加振りを示した至元七年籍こそは、正しくそこに逃戸若しくは漏籍戸の多量を而も不完全戸の形に於て拘収すると云う世祖朝の合理的ではあるが、併し徹底的な政治を顯示するからである」

羽田博士頌壽記念東洋史論叢、愛宕松男教授「蒙古人政權治下の漠地に於ける版籍の問題」

と、正しく「至元七年籍」の性格を教えられるとき、もはや兩者の密接な關係を斷定するに躊躇する必要はごうもなからう。逆にいえば、立社のために

「至元七年籍」の戸口調査が急がれたのであつて、その籍定の完了時期至元七年こそ當然立社の時期になったわけである。

四

さて、最後は立社の最初の地域と、そこへの設置理由の考察である。

大名・彰徳等路の在城の居民は、ともに經紀・買賣の家・并に各局分の人匠に係るも、本業に務めず游手・好閑の兇惡の人あるを恐る。まさに眞定等路に依りて社巷長を選出して教訓すべし。十一月十八日に奏奉した聖旨で、既にこれ隨路に已く立ち了りたる社あれ呵、すなわち一體に立去しめ者

通制條格十六、田令立社巷長の條

尙書省が至元七年閏十一月に、司農司より受けた呈文のこの一節から判るように、立社は決して各地が一齊ではなかつた。先ず最初は至元七年十一月十八日の聖旨で施行したのであつたが、このとき立社しない地方もあつた。大名・彰徳等はその例である。ところで、この呈文に出てくる眞定路であるが、この立社の年月は判らない。たゞ先に書いておいたように、司農司が設立され、社規が頒行されたのが、至元七年二月であつたのであるからそれ以後であることには間違いないし、また呈文の内容から、至元七年十一月十八日以前であることもたしかである。しかも、その間に立社を命ずる聖旨が降下されていないのであるから、當然眞定路は、十一月十八日の聖旨によつて立社されたのに相違ない。もちろんこのときの立社は「隨路」とあるから眞定路だけではなかつた。しかし、眞定路の立社がモデルとなつたことからして、恐らく最初に首尾よく立社が完了した地域だと思われる。そしてこの結論には、次のような側面的な支持がある。

司農司の呈文はつゞいて、

中都・上都の立社を奏せば、切に恐れるは、諸投下が不愛このまないことがある去也。そよ「しかし」聖旨を奉じて立社するのは、これよろしき公事なれば、また立去者たてよ。此を欽め。（同上）

とあり、投下達が立社に反対したことは、この記事から十分推察できるはずである。

投下は「諸王・后妃・駙馬・公主・功臣らの領地ないし領民」を意味し、また「領主としての資格に於ける諸王達自身なかつく功臣」を意味したのであるが、東洋史研究三ノ六、安部健 夫敬授「元代投下の語源考」その諸王、功臣達が領内の民衆と主従關係を結び、そ

れはさながら封建的領主のようで、農民が土地を所有する事によつて生ずる納税やその他の義務を廻避するために、文字通り「投じた」のだと投下の語源を説明する一説があることから判るように、そこでは元朝の支配力も限界があるのが實情であつた。それ故、立社の機會にあたつて、元朝がそれらの投下領の整理を強く決意したのは當然で、

應有荒地は、軍馬の營盤の草地のすでに上司より邊界に撥定せるもの、並に公田を除くのほか、その餘の投下・探馬赤・官豪・勢要の家のみずから占冒を行い、年深く歳々荒閑せる地土は、本處の官より勘當して實を得ば、見量を打數して附近の地なき家に給付し、耕種せしめて主となす。元典章二十三、戸部九、立。社、「勸農立社事理」の條。

との社規の一節は、元朝の方針を明示したものである。以上の諸事を考え併すと、投下達が立社に激しく反対したのも頷ける。しかもこの投下領が中國の要地に多く存在したのである。

また、農民達も反対した。立社後はたちまち強制勞働が課せられるし、つゞいて重税が徴収されることが明らかであつてみれば、それだけでなくとも苦しい生活を強いられていた農民達が反対するのも當然で、今更くどく説明する必要もないが、「今すでに〔立社してより〕三年なり。もし舊によりて勾當せしめても、さらに聖旨を降すにあらざれば、諸官は肯て心を盡して勾當せず」元典章二十三、戸部九、立。社、「復立大司農司」の條。といわれるほどに、所在の官吏が社の運営に躊躇したのをみれば、農民の反対のさきも十分想像がつく。

元來、眞定地方は金朝の九軍閥の一人である勇將武仙の根據地の一つであつた。彼は太祖の十五年（二三〇）に蒙古軍に降り、河北西路兵馬元帥行府事史天倪の副貳となつたが、同二十年の春二月に、史天倪を殺して再び反抗した。住民の協力のもと十年に及んで執拗に抵抗したが、遂に澤州（山西陽城縣）で最後をとげた。その後の眞定地方はいうまでもなく史氏の支配地となつた。武仙とともに抗した住民達も、やがて「兵甲・民數は他郡に勝る」元朝名臣事略七、丞相史忠武王といわれるほどに史天澤の善政をしたつて復歸し、世祖朝になると、元朝への忠節をもつて鳴る史氏の強固な地盤となつたのである。

また、話は少し前後するが、眞定路の中の八萬戸が太宗八年（二三三）に「詔して眞定の民戸をもつて太后（世祖の生母、莊聖太后）の湯沐に奉ず」元史二、太宗本紀と、トルイ一門に食邑として與えられた。そのとき世祖もトルイ家の一人として眞定路（元史五十八、地理志十、眞定路の條によると、當時の眞定路は一府、十一州からなつていた。すなわち、中山府と趙・邢・洺・磁・滑・相・滹・衛・邢・威・完の諸州である）の邢州（河北邢台縣）の一萬餘戸を封地として受け、托克托と張耕を邢州安撫使に、劉肅を商權使に任じ、住民を宜撫して「邢すなわち大いに治まる」元史四、世祖本紀といわれる善政を施した。

つまり、眞定路は世祖一門のかつての封地と、股肱の臣史氏の支配地とからなる地域だけに、世祖にとつてはもつとも御しやすい抵抗の小さい地域であつた。容易に立社の政策が受け入れられたことはもちろんである。かくてまず至元七年十一月に眞定路に立社され、それをモデルとして次々と地方に立社が及ぼされたのである。既に指摘されたが（東京學報一冊、松本善海氏「元代における社制の創立」）、華北地方に立社を完了するには、實に數年を費した。「數年ならずして、功効顯著にして、野に曠野なく栽植の利は天下に遍し」元文類五八、中書左丞張公神道碑は、そのことを思わす記事であるが、長い年月を要したことも、立社に激しい反對があつたことを知れば、理解できるはずである。

第二章 立社後の考察

社の成立後、勸農を第一として當然運営されたことについては、ここではふれない。しかし、社が路・府・州・縣とつ

づく元朝行政體系の最下級の縣政と、どのようにつながっていたかについては、少し説明しておかねばならない。

當時、爲政者と村落體制を仲介するものに、社長や里正、それに警察を擔當した弓手らがあり、かれらは農民のうちから選舉や指名で選出されていた。「司縣は親民の官にして、日々小民と相親しく、情偽は見やすく、欺蔽する能わす」

紫山全集^{二十三}、雜著「縣政要式」の條と、いわれた縣吏は、つまり、これらの村役人を介して農村統治に當っていたわけである。その具體的な方式については、一々述べている餘裕がないが、紫山全集、卷二十三、雜著「縣政要式」の條の簿籍に關する記事は、

それが縣と村(社)との連絡と、社長がそれに關係していた事實を知る貴重な手がかりを提供している。

すなわち、縣衙には鼠尾簿および諸雜戶計簿——或は單に戶計簿といふのかも知れない——と呼ぶ簿籍を各々一通常置していた。

一體、鼠尾簿というのは、正しくは「差科簿」といひ、課税の基礎である税本の實態を正確に把握して、納税者の負擔を公平にするために、中統五年(三〇四)に作製されたもので、東方學報、京都第二十四冊、安部健夫教授「元時代の包銀制の考究」

軍・民・站・匠の諸色戶計の各郷・保・村莊の丁口・產業鼠尾簿一扇を置き、各戶に空紙一面を留め、後におよそ丁口の死亡、或は成丁、或は產業・孳畜で増添・消乏すれば、社長はただちに官に報じ、名戶下に、掌簿の吏人をしてただちに標注せしむ。およそ差發・絲銀・稅糧・夫役・車牛・造作・起發當軍に遇わば、簿籍を檢點し、各家の目今の増損の氣力のいかに照して、數を分ちて科難し、偏枯せず、重并せず、奸吏をして欺謾するを能わざらしむ。土田(原作土)婚姻・驅良・頭正・債負の一切の詞訟に至るまで一籍に憑りて照勘す。……續いて分房・析居・復業・還俗・于驅爲良等の戸あれば、また上に依りて標附す。

と、「縣政要式」では説明している。なお、鼠尾簿の名稱についての出所は、あきらかでないが、巷説では「富限者から貧者までの配列が、本が太くて先が細く、丁度ネズミのしっぽに似ている」のでこの名があるという。東方學報、京都第二十四冊、安部健夫教授「元時代の包銀制の考究」

諸雜戸計簿は「交參分・外來寄居・別投下」の諸雜戸を記載したもので、相互の争訟に備えられたものである。このほかに「各村の荒閑の官地および牧馬の營盤は、また各村下に仰せて（原作抑）標注せしめ」て、その寫しを州または府に常置して、相互の照勘に備えしめていた今一つの簿籍があった。

これらの簿籍こそ「一縣の大圓明鏡のごとく、物來れば即ち應じ、研醜逃れるなし」と、いわれたように、農村の有様を一目瞭然に示すもので、元朝の農村統治に缺くべからざるものであった。それだけにその記入には嚴正を期し「隣佑・主首・社長に互に保結せしめ、實ならざる者はこれを罪す」と、社長がその重責の一端をになつていた。以上のように農村行政に社長は實に重要な役割を演じていたのである。

二

世祖の治世には、大体、危機というべき二度の時期があつた。一つは阿里不哥・李壇と初期の中統年間につづいた反亂の時期で、これを政治的危機といへば、他の一つは至元二十三年頃を頂點として、元朝財政をゆさぶつた經濟的危機と呼べる悪性インフレの時期である。

もちろん、元朝は至元の始め頃から財政の破綻防止に熱意を示し、従つて税制にも著しい變化がみられた。詳細な考究によると（東方學報、京都第二十四冊、安部、健夫教授「元時代の包銀制の考究」）、至元四年には官吏の俸給にあてる「俸鈔」が、附加税として制定されるし、その後十年もすると、絲料とともに差發の主體をなしていた包銀制の定率、年一回納入の原則が破られたほか、江南作戰の進行、日本遠征とうちつづく大遠征は、和雇・和買を國家財政上の重要な制度として、過度の重税が課せられるにいたつたのである。ここにおいて重税の對象となつた農民の、その代表者である社長に何等かの變化が起つたとしても至極當然なことといえよう。

至元二十八年六月といへば、まさにこういつた情勢下であつたが、このとき制定された「至元新格」は次のような重要な記事を載せている。

およそ、社長はもと勸農のために設く。近年以來多く差科をもつて干擾せられ、大いにもと社長を立てるの意を失う。今後、およそ催差、辦集にはおのずから里正・主首あり。それ社長には専ら勸課せしめよ元典章二十三、戸部九、立社「至元新格」の條、田令「至元新格」の條

と、簡単な記事ではあるが、困難を極めたであろう科差の仕事に走り廻り、勸農の本務を忘却した社長の様子を報じている。前にもふれたが、元朝は當初より社長には「專一に本社の人を教勸して、務めて農桑の業をすすめ、惰廢を致さざらしむ」を本務とし、「郡縣官は社長をもつて、科差のことにあずからしめるをえす」元史九三、食貨志と、しばしば嚴禁され、また別に徵稅にあたる里正・主首がいたのかかわらず、何故にこの原則に反してまで社長をして徵收に奔走させる必要があったのであらうか。

元來、元朝の基本的な差發の順序は、中統元年に中書省が奏准した宣撫司の條款内の一節によると、

今年、照勘して定めたるまさに科すべき差發の總數は、府より州に科與し、民戸の多寡と土産の難易とを驗して、十分をもつて率となし、大門攤をつくりて均科しおわる。仍て榜文を出して開坐し、各州のまさに著くべき差發の數目は、絲絹若干にあたるかを分明に曉示し、務めて通知するを要す。州より縣に科與し、縣より村に科與し、各々榜文を出して差發の數目を開坐するに、これをもつて例となさしむ元典章二十五、戸部十一、差發「驗土產均差發」の條。

とあつて、府・州・縣と順次に課せられてきた差發は、最後に村に課せられて、村落は一括課稅の最終單位であり、次いで村落の農民達に個別に課せられたわけである。しかも課稅の困難は、この農民に課せられるときの種々の障害から起ることは今更いふまでもない。そこで考えられたのが社の利用であつたのであらう。

もともと、社の運営は「一社ごとに議は、社長に令して、衆を集めて公議せしむ」紫山全集二十三、革官田地榜文「の條」の方法が多くとられた。それ故、差發の割りあても、自主的課稅を口實に社にまかせば、まず重稅に對する反對の鋒先を、社の公議そのものに向け、たくみに避けることができるし、また一村の農民の實情と耕地の實體を熟知する社長に責任をもたせば、明確

な差發の計出が可能であるし、社長のもつ特別の権限をかざして社衆を教諭さすと、徴収の際、天下りなものと比べて、比較にならぬほど容易であつたためであらう。まして「上は執政より下は州縣に及ぶまで、培克・聚斂をもつて通才とし、苞苴・邀結をもつて得計となす」紫山全集二十三、雜著「縣政要式」の條とか、「害民・貪汚なるものが反つて良吏となり、奉公・廉潔なるものが反つて庸鷲となる」紫山全集二十三、雜著「民間疾苦壯」の條と、いわれた時代であつてみれば、地方官吏が徴税に禁令を犯してまで社長を使用し功をあせつたのも、いつの世にも見られるさして變りのない現象であつたといえよう。

ところで、ここに述べた社長の「特別の権限」とはこういうものである。前章で考察したように、元朝は社を專制政治の觸手として利用する意圖を秘めていた關係から、當初より社長に抑民的な責務を課していた。

もし本業に務めず游手好閑にして、父母・兄長の教令に遵わざる兇徒・惡黨の人あれば、まず社長より叮嚀に教訓し、もしこれ改めざれば姓名を籍記し、提點官の到日を候つて社衆に對して審問し、これ實なれば門前において大字もて粉壁に、不務本業、游惰兇惡等の名稱を書寫す。もし本人が恥を知りて過を改むれば、社長の保に従つて明申し、官は粉壁を毀去す。元典章二十三、戶部九、立社「勸農立社事理」の條

という社規第十條が、何よりその證據である。また、改めない社衆に對してはつづいて、

本社が、まさに著くべき夫役に遇わば、民に替りて應當せしめ、よく自新するをまちて、はじめて除籍するを許す。

(同上)

と規定している。社内の不法者の姓名の籍記と除籍、すなわちブラック・リストへの記入と取消の實權を社長に與えていた。違法者を早期に處置して、農村の秩序と治安を維持せんとすることは言うまでもないが、ともすればこれが社長によつて不當に使用されがちとなつた。まして社長に、

ともに自身の雜役を免じ、年終に考較して、成ある者は優賞し、怠廢なる者は責罰す。通制條格十六、田令「農桑」の條

と、嚴正なる信賞必罰を課して、元朝へ協力を強制する仕組になつていては、社衆の代表とはいふものの、その實、社長

は社衆の抵抗を當然抑制すべき立場に立たざるをえなかった。ここに社長の微妙な立場があり、早くから矛盾をはらんでいたわけである。この矛盾した社長の不安定な立場を、いつまでも不安定に放置しておくわけにいかない元朝にとっては、早かれおそかれ何らかの方法で解決しなければならぬのはいうまでもない。果して元朝はこの困難な問題を解決しえたであろうか。これを知るためには、年月とともに變りいく社長の實體を忠實に追求してみなくてはならない。

三

抑民的な役割をつとめたのは、ひとり社長のみではなかった。社長にくらべて消極的ではあるが、社師と呼ばれるいわゆる社學の教師も同様であつた。社學に關した社規第十一條の一節には、社師について次のように規定している。

今後、毎社に學校一所を設立し、經書に通曉する者を選びて學師となす。農隙の時分に各々子弟をして入學せしめ、まず孝經・小學を讀み、次いで大學・論・孟・經・史に及び、務めて各々をして孝悌・忠信を知らしめ、本を敦くし末を抑えしむるを要す。
元典章二十三、戸部九立。
 社「勸農立社事理」の條。

大體、學校は太宗時代に燕京(至元九年に大都と改名)に設置されたのが始めて、それより諸侯達が四方に相ついで設立したが、學校政策が軌道にのりだしたのは、やはり世祖の時代であつた。金朝の遺臣元好問の進言によつて「内には胄監を設け、外には提舉官を設けて、もつて郡縣の學校の事を領せしむ。こゝに於て、遐陬・絕漠は、まず王聲でこれを教え、未だおよばざるところのものには、みな學あり」元文類四十、雜著「學校」の條に至つた。ところが實情は、所在の官司が「泛常心(つねづね)を用いて勉勵をなさず、もつて學校の設を致すも有名無實にて、云々」元典章三十一、禮部四、儒學朔望講經史例の條と、形式的で効果がなかつたので、立社「百姓の農隙のときにおいて、法のごとくに訓導し、長幼をしてみな孝悌・忠信・廉恥の言を聞かしむれば、禮讓のごとく行われ、風俗おのずから厚く、政清く民化し、盜を止どめ、奸を息めてなさず」(同上)がために、農民教化に主眼をおく社學が設置された。かくして「社長・社師は、外は迂緩に似たるも、中は實に緊切なり」元典章二十三、戸部九、立社「社長不管餘事」の條と、社師は社長とともに重要な役割をもつに至つたのである。

さて、いかなる制度も、程度の差こそあれ時代の推移とともに變化するのは否めないが、至元の中頃から、社長の抑民的な性格もより一層に積極化した。もちろん、これには次のような別の根據もあった。

もともと元朝は、華北の統治において支配者として人材の量的な不足に困惑してきたが、純粹の中國人社會を形成する廣大な江南地方を入手すると、その傾向は一層顯著になり、それだけに統治も困難となった。前にも引用したが、至元十六年三月の聖旨は「大兵が江を渡って以來、田野の民は擾動なきにあらざるも、今すでに撫定す。云々」と、いつてはいない。たしかに南宋が厓山の沖で全滅したのは、丁度一ヶ月前の同年二月であつて、兵火のおさまたたことには間違いない。しかし、この聖旨の字句から江南地方の治安がもはや確立したと速斷するのは、大きな間違ひである。事實、至元二十年五月に御史中丞の崔瑊が、民衆の動搖を理由として、日本遠征の準備をしばらく中止するよう上奏したほど「江南の盜賊、相ついで起る」元史十三
世祖本紀の狀態であつたし、漳州（福建龍溪縣）に十年在任した葉李は「大抵の軍官は利を嗜み、賊と通ずるものにして、もつとも弭息しがたし」元史十四
世祖本紀と歎じている。「初め土兵を用うれど後みな賊と通ず」元史十六
世祖本紀に窺われるような根強い大衆の抵抗は、文獻に見られる限りにおいても、至元末年まで連續的で絶え間がなかった。社長の抑民的な責務の強化は、こういった客觀事情にもよつていた。

もちろん、元朝は江南の紛争に對して、

史塔刺渾説えらく「新附の地面の歹人毎が叛亂し、人口は不安なり」と。百姓毎に省諭して、今後歹をなした爲頭兒ちようほんにんは、死に處し、財産・人口は斷没す。安主・兩隣であきらかにせざれば同罪。這般く排門に粉壁して禁治せん元典章四十
一刑部三

謀叛「禁約作
歹賊人」の條

という。至元十七年七月の日附をもつ中書省の奏文の一節から判るように、嚴罰主義と相互檢察を著しく嚴重にして、必死になつて對策はした。しかし、賊は大衆の強い支持をうけていたというよりも、むしろ表裏一體であつたうえに、「江南の官豪は逃軍を隱匿す」元史十二
世祖本紀のありさまでは、たいして効果はあがらなかった。

そこで元朝は、

すべて論訴・婚姻・家財・田宅・債負は、もし違法の重事に係わらざれば、並に社長にゆるして理をもって諭解し、農務を妨廢し、官司を煩紊せしむるを免がれしむ元典章五十三、刑部十五
聽訟「至元新格」の條

と、社長の權限を擴張・強化し始め、やがて

今、各處の社長は、多く年高く徳劬く、農事に通曉し、衆の信服となる人を見ず。大いにもと社長を立てたる初意を失えば、「社長更替の」施行を乞う元典章二十三、戸部九、
立社「更替立長」の條

によつて、社長の交替が斷行され、つゞいて社長が社衆の支持をえたのをみると、

およそ有司が禁治した事理は、社長をして毎季に須く誠諭させ、民をして畏れを知らしめて、刑憲に陥ることなからしむべし元典章二十三、戸部九、立社「社長不
管餘事」の條。通制條格十六、田令

と、社長を農民の反抗防止の矢表に立たしめたのである。こうして社長は、

隨處の百姓には、按察司あり、達魯花赤・管民官・社長あり、彰德・益都の兩處のごとく反賊したら、他什麼に管するや。已後、那般きことあれば、本處の達魯花赤・管民官・社長の身上に罪過を要め者元典章二十三、戸部九、
立社「社長不管餘事」の條の聖旨にみるように、社長は本處の達魯花赤や管民官と全く同様に取扱われるようになったし、

按察司・達魯花赤・管民官の下に、すなわち社長を列して責任輕からず（同上）。

と、その責任は重視されるに至り、こゝに農民代表者としての社長の位置は完全に一變して、後で述べるように州縣で社長を任命しがちな、さながら元朝專制政治の末端官僚の觀を呈するに至つたのである。

なお、社長を防犯にあてるその間の事情は、翰林院侍講學士王中順の上言が、簡明によく傳えているので次は記しておく。

卑職伏して思うに、中統の建元より今日（大徳の初期）まで、良法美意がことごとく備わざるなし。たゞ有司の奉公が

至らざれば、事久しうして弊生ず。社長すなわち別に餘事を管すれば、社司はすなわち廢棄して行われず、もつて逆賊段丑厮の如き輩は、數州を貫穿して恣に煽惑を行い、人の盤詰するものなきに至る。みな二事（農桑と庠序）廢墮して、その原行を失うの致すところなり。これすなわち賑濟のため郷に下り親しく聞見するところなり。愚意おもえらくに、まさに仰せて（原作行）舊例を申明し、社長に令して前のごとく農桑を勸課し、游蕩を誡飭し、姦非を防察して、餘事を管せしめずば、すなわち百姓富まん。社師をして前に依つて農隙に學を闡め、教うるに人倫をもつてし、敢て上を犯さしむれば、すなわち刑罰清し。民富み刑清きは治をなすの本なり。所見かくのごとし。元典章二十三、戸部九、立社「社長不管餘事」の條。

なおまた、元朝が犯罪防止に社長をあてるべく腐心している丁度その頃、保甲組織の設置を山東道の廉訪司から御史臺をへて中書省に上申してきたことが伝えられている。それは大徳七年十月の日附をもつものであつて、

隨處の地境は寛遠にして弓兵の數少なく、遍歴・巡警する能わす。游手・好閑にして本を棄て末を逐う懶惰の徒ありて、これに乗じて飢年に糾合して盜をなすをいたす。もし所在の官司に令して、社長ごとに保甲を立て、此等の人の出入・動作を常切に遞々に相覺せしむれば、非をなさしむるなし。もし違えば罪は保甲に及ばしむ。また防盜の一端なり通制條格十六、田令、「農桑」の條。元典章五十一、刑部十三、防盜「社長覺察非違」の條

と、いうのである。大體、山東およびその近邊は、元朝が最初からもつとも統治に苦しんだ地方であつて史林三七ノ六、拙著「蒙古朝治下における漢、至元十一年十一月にも、符寶郎董文忠が「ちかごろ益都・彰德に妖人が繼發し、その按察司・達魯花赤および人世侯」

社長が禁止すること能わすと聞く。よろしく令して連坐せしめらるべし元史八、世祖本紀と、上奏して許された事實がある。と

いへば保甲の上申が山東廉訪司から出たのも話は判るはずである。さて、その保甲であるが、これは前朝の宋代の保甲法によろうとしたことはいうまでもない。しかし、農民に武器を持たせて練兵する民兵組織が、至元二十四年二月に「およそ漢民の鐵尺・手搥および杖刃を藏するを持つ者は、ことごとく官に輸せしむ」元史十四、世祖本紀と敕した、いわゆる中國人の武器所持を禁じた元朝の基本政策に反するために、結局、刑部が議して、

隨處にはすでに社長を設置するあり。もし保甲を編排すれば、誠に動搖するを恐る。擬すらくはまさに聖旨の事意に欽依して、社長に令して餘事を管せず、專一に農桑を勸課し、社内の人を照管して、本業に務勤さすべし。もし游蕩の徒あれば常切に覺察し、別に非違をなさしめるなかれ。もしこれ覺察を失い、人戸の違犯あるをいたす者あれば、輕重を驗してまさに社長を責罰すべし（同上）

と、社長に全面的な責任をもたせて極力誠諭せしめる方針を再確認して、この上申は却下されてしまった。たゞしかし、當時の元朝がいかに防犯に大童であり四苦八苦していたかは、この事實から知ることが出来るはずである。

四

至元の中頃以後から元朝の専制政治の手先と化しつゝあつた社長であつたから「社長は並に民を益せず、たゞ貪汚の官府を助けて錢物を鳩斂し、細民を侵制す」紫山全集二十三、雜著「民間疾苦」の條、農民を搾取する官吏に協力したのも自然のなりゆきであつて、社長が「衆人の信服するところとならず」と、なつたのも當然であつた。官司の側でも「府・州・司・縣は、往々年少で農事に通ぜざるの人をもつて立てゝ社長となし、時常差占して、農民を勸諭するを妨げるあり」元典章二十三、戸部九、立社「社長不管餘事」と、「社衆に推舉せしむる」の原則を無視して、都合のいゝ者を社長に任命した。こうなれば社長がますます墮落していくのはいうまでもない。

社長の墮落といへば、大徳二年八月、御史台から中書省への呈文から、今一つの事情を知ることが出来る。

すべて遷轉の官員は、終任の比及、己みづから自事を避け、但凡おおよその勾當は儉安し苟且す。新官を得て交代する所以なり。況やいま員多く闕少く、二年の窠闕を豫注す。新官にして闕を守る者は廉恥をもつて自拘せず、往々家屬を挈領して任所に前去て、或は境内に居住す。月日に伺候するといふと雖ども、空代に禮任して、虚しく聲勢を張り、暗に威福を施す。或は治下に公事を吩咐す。郷村の社長・富豪の家は饋献して拜識す。云々元典章十、吏部四、守闕守闕原處聽候」の條

と、というのが當時の常例であり、社長の失費は甚だしく同情すべき點もないではなかつた。しかも「大徳三年、社長を差

占しえざるの制を申明し、仍つてその本身の雜役を免す」新元史は、もともとと差役が免ぜられていた社長に、雜役が課せられがちであつたことを示している。江西行省における事例であるが「至元三十年より社長を定立して今五年を経るが、多く逃亡・事故あり」
元典章二十三、戸部九、立社「更替社長」の條と、社長の逃亡する事實をきけば、社長の苦境のほどが推察できる。失費の埋合せを農民に轉嫁したことは「官吏は雜沓し、民をして酒食を供給するの暇あらざらしむ」
 察できるが、所詮、社長も苦しい職役の一つであつたのである。
紫山全集二十二、雜著「論農桑水利」の條

五

社長についての記録は、元史食貨志「農桑」の延祐三年（三六）十一月の條に「各社に令して、地を出して共に桑苗を蒔えしめ、社長をもつてこれを領し、各社に分給せしむ」と、社長の勸農にたずさわるさまを、わずかに伝えるを最後として以後見られないし、社制に關しては、同書天曆二年（三九）の條に「その攷うべきもの、蓋しここに止む」と、意味深き内容をもつ記録で終つてゐる。當時、元朝が武宗派と泰定帝派に二分して、長城をはさんで大激鬭をくりかへした時期であつたのを思いめぐらすと、これこそ社制を基盤とした元朝の勸農組織の崩壊を指したものであると思われる。しかし詳細は分明しえない。

ま と め

元朝の社は、金末自衛團化した在來の結社を利用しながら、巧みにそれを専制政治の末端機關に化したもので、設定の時期については、至元七年二月に司農司を設立し、勸農條畫十四條（社規）を頒行した。そして同年五月「至元七年籍」が籍定されるのをまつて、同年十一月十八日に聖旨を降して立社を命じた。最初に立社を完了したのは眞定路である。つづいて同年閏十一月の司農司の呈文によつて、未設の地方の立社を督促した。このように社は決して一齊に行われたのではなくて、眞定路のそれをモデルとして、反對の抵抗の弱い地域から次々と立社されたのであつて、華北の立社の完了には、實に數年に近い年月をようしたのである。大方の文獻に立社の時期を至元七年とのみ記載して明確な月日を傳えていない

のは、この事情のためであつたと思われる。

設立の目的は、大別して農業生産力の昂揚と治安維持の二つであつた。すなわち、金末の動亂期より増加の一路をたどつた流民による農民の土地遊離に對して、移動禁止や戸口調査等の政策とともに農民の土地定着をねらい、社長には社衆の移動や増減等を逐一報告させて嚴正に鼠尾簿に記載し、たとえ逃亡する者があつても、直ちに行き先きが判明し、犯罪者らの隠匿などは絶對不可能な仕組を確立した。こうしておいて、農民に勞働を課して農業生産力の昂揚を計るとともに、一方では社學や武器所有禁止の制度とあいまって、社の相互檢察的な性格を利用して武力的反抗の餘地を根絶し、社長を準官僚的地位までひきあげて極力監視にあたらせたのである。

要するに、社制の設置は、農村の生産力を高めるとともに農村の秩序を確保して、重税徴収の組織をととのえる以外の何ものでもなかつたといえよう。

〔附記〕この小論を草するにあたって、「元典章の講讀」と「元史食貨志の講讀」の二つの大學院演習から多くの示唆を受けたし、また、宮崎市定・田村實造兩教授から数々の御教示を賜つた。記して厚く御禮申しあげます。

The Shê Institution under the Yuan

Takaoki Inosaki

The shê was a kind of rural organization established by an imperial edict issued in 1270. The shê was an administrative unit consisting of 50 households under a chief who was well grounded on agriculture. The Yuan dynasty adopted the shê policy for reclaiming the devastated land of north China due to the uninterrupted warfare from Chin to Yuan. Under the system the shê chief was charged with duties of reporting migration of the villagers, and increase or decrease of the population, keeping a census register, etc. Prohibition of carrying weapons by the populace was another important objective of the system to prevent popular uprising. It was not only the shê chief but the individual villagers who were obliged to make surveillance over the village. The relative social stability created in this way seems to have contributed to the Yuan's offensive against the Sung.

“T'a-Li-Han”

Shinobu Iwamura

Taoist Ch'ang-ch'un's Travels is one of the best travel stories in China. It is also an extremely important material on the historical geography of Central Asia in the Middle Ages. Emile Bretschneider, Wang Kuo-wei and Arthur Waley have made considerable contributions toward identifications of various place names appearing in the Travels and the routes followed by the Taoist and his followers. It was the late Professor Michiyo Naka who, for the first time, pointed out a confusion in the chronology of Chingis Khan's expeditions into Central Asia and corrected the errors in both Persian and Chinese histories of the time, and the main source he used for this purpose was the Travels. There remain, however,